

特定非営利活動法人YUMEプラス 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人YUMEプラスという。

(事務所)

第2条 この法人の事務所は、東京都大田区大森中三丁目9番8号コーポ
OMT1階に置く。

(目的)

第3条 この法人は、広く一般市民を対象として、空手道の普及と空手道を通じた地域、世代間交流を促進する。子どもたちが孤立することなく、参加と協力によって、親世代、地域の人々との交流を深め、将来の夢を見だし、その実現を支援する。そして、子どもたちの健全な育成を図り、全世代間交流と福祉の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動法人の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1)保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3)国際協力の活動
- (4)子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1)空手道を普及する事業
- (2)子ども達への学習支援に関する事業
- (3)子ども達の将来の夢を見だし、実現を支援する事業
- (4)福祉に関する相談支援事業

(5)その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の通りとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という）上の社員とする。

(1)正会員 この法人の目的、理念に賛同して入会した
個人及び団体

(2)賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助の意思を持つ
個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り入会を認めなければならない。

4 理事長は、第2項のものを入会を認めない場合は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員に次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1)退会届の提出をしたとき

(2)本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき

(3)継続して2年以上会費を滞納したとき

(4)除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が定める退会届を理事長に提出し、任意に退会

することができる。

(除名)

- 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。
- (1)この定款に違反したとき。
 - (2)この法人の名誉をき損し、または目的に反する行為をしたとき。

(入会金・会費の不返還)

- 第12条 すでに納入した入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に、次の役員を置く。
- (1)理事 3人以上7人以内
 - (2)監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

- 第14条 理事及び監事は総会において選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
 - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えてはならない。
 - 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。
 - 5 法第20条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることはできない。

(職務)

- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表し

ない。

- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1)理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2)この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3)前2項の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実を発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4)前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5)理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について理事に意見を述べること。

(役員任期等)

- 第16条 役員任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠のため、または増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。
 - 3 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するには、理事は理事会の議決により監事は総会の議決により、これを解任することができる。
- (1)心身の故障のため、職務の遂行に支障が生じると認められたとき。
 - (2)職務上の義務違反その他の役員としてふさわしくない行為が

あったとき。

- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第19条 役員に報酬を与えることができる。ただし、その総数の3分の1以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前1項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別で定める。

第4章 会議

(種別)

- 第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。
- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
 - 3 理事会は、定例理事会と臨時理事会とする。

(総会の構成)

- 第21条 総会は、正会員を持って構成する。

(総会の権能)

- 第22条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1)定款の変更
 - (2)解散及び合併
 - (3)会員の除名
 - (4)事業計画及び予算並びに変更
 - (5)事業報告及び決算
 - (6)役員を選任及び監事の解任
 - (7)役員の職務及び報酬
 - (8)入会金及び会費の額
 - (9)資産の管理の方法
 - (10)借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金

を除く。第48条において同じ。) その他新たな義務の負担及び
権利の放棄

(11)解散における残余財産の帰属

(12)その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合により開催する。

(1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により
招集の請求があったとき

(3)監事が第15条5項第4号に基づき招集するとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条2項第1号及び第2号の規定による請求が
あったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しな
ければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議
事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の日の少
なくとも5日前までには通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から
選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会する
ことができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらか
じめ通知された事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、総会に出
席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議

長の決するところによる。

- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員はその事項について表決権を行使することができない。

(総会における書面表決等)

第28条 各会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者及び表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。)
- (4) 議長の選任に関する事項
- (5) 審議事項
- (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (7) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が署名及び押印しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、全理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会はこの定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会における書面表決)

第36条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成

しなければならない。

(1)日時及び場所

(2)理事の現在数

(3)理事会に出席した理事の数及び氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること)

(4)審議事項

(5)議事の経過の概要及び議決の結果

(6)議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名及び押印しなければならない。

第5章 資産及び会計等

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 事業に伴う収益

(5) 資産から生じる収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第39条 この法人は資産は、特定非営利活動に係る資産とする。

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 2 この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立までは前事業年度の予算に準じ収益費用を講ずることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じた時は、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって、定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第6章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- 2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第7章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、法人のホームページにおいて行う。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第54条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別で定める。

第9章 雑則

(施行細則)

第57条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	関口	清斗
副理事長	土居	恵孝
理事	竹内	更
	色部	耕

監事 蛭川 洋平
澤田 香奈子
石井 乃里子
関口 まり子

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成32年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成32年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1)正会員

入会金 2000円

年会費 3000円

(2)賛助会員

個人

入会金 2000円

年会費 1口(3口以上) 1000円

団体

入会金 10000円

年会費 1口(3口以上) 10000円